

伊達市都市計画審議会委員公募実施要領

下記のとおり伊達市都市計画審議会の委員を公募します。

1 目的

伊達市都市計画審議会の委員を委嘱するに当たり、広く市民の皆さんの意見を都市計画行政に反映させるため、委員の一部を公募します。

2 職務

伊達市都市計画審議会は、都市計画法第77条の2第1項の規定により設置される機関で、都市計画法によりその権限に属された事項の調査審議、および市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議することを職務とします。

3 募集人員

伊達市都市計画審議会の委員の定数は15人以内ですが、公募による委員の定数は2名とします。

4 任期

任期は2年とします。

5 報酬等

1回の出席につき、7,200円（税込）の報酬を支給します。なお、交通費は支給されません。

6 会議の開催

- (1) 開催回数は、年3回程度を予定しています。
- (2) 開催時間は、平日の日中半日程度を予定しています。

7 応募条件

市内に1年以上住民登録し、年齢が20歳以上の方とします。ただし、次のいずれかに該当する人を除きます。

- (1) 当審議会の委員として構成員を推薦する団体に所属している方
- (2) 公募委員に選任される日において、本市の他の附属機関等の委員
- (3) 国若しくは地方公共団体の議員又は国若しくは地方公共団体の職員

8 応募方法

応募申込書に必要事項を記入し、小論文と共に次の申込先に郵送、または持参してください。その他、応募申込書に必要事項等がすべて記載されていればE-mailでも可（タイトル・件名は「審議会委員公募」とします）。

申込先：〒960-0692 伊達市保原町字舟橋 180 番地 建設部都市政策課
E-mail toshi@city.fukushima-date.lg.jp

9 募集期間

令和8年5月28日（木）から今年6月12日（金）17時15分まで（必着）とします。

10 決定の方法

原則として、書類選考とします。

11 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

12 応募申込書等の取扱い

受付した応募申込書等は返却しないものとします。また、記載された内容については、当審議会の公募以外の目的には使用しません。

13 その他

- (1) 公募以外の委員は、学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員で構成する予定です。
- (2) 委員に委嘱された方については、氏名、住所が公表される場合があります。
- (3) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消す場合があります。

この要領は、令和8年4月1日から実施します。